

独立行政法人国立青少年教育振興機構予算事務取扱規則

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-7号

平成22年4月1日

一部改正

平成27年4月1日

一部改正

令和3年4月1日

一部改正

第1章 総 則	(第1条-第3条)
第2章 予算の編成	(第4条-第8条)
第3章 予算の執行	(第9条-第11条)
第4章 予算の補正	(第12条-第14条)
第5章 予算の繰越	(第15条-第16条)
第6章 実績の報告	(第17条)
第7章 雑 則	(第18条)
附 則	

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、機構における予算の編成及び計画に基づく執行管理並びに執行実績の報告等に関する会計業務について適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 予 算 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条に規定する中期目標を達成するため、機構の業務運営に関する計画を計数化したもので

あり、通則法第30条第1項に規定する中期計画に措置される予算を「中期計画予算」いい、通則法第31条第1項に規定する年度計画に措置される予算を「年度計画予算」という。

二 予算執行計画 年度計画予算に関する執行計画をいう。

三 収入予算 支払いの財源となるべき現金の収入見積額の総額をいう。

四 支出予算 予算を執行するために必要な現金の支払いにかかる見積額の総額をいう。

第2章 予算の編成

(予算編成方針)

第4条 理事長は、会計規程第13条第1項の規定に基づき、事業年度ごとに予算編成方針を策定する。

2 理事長は、予算編成方針を策定する際は、予算の配分に評価結果を反映させる。

3 理事長は、予算編成方針を決定したときは、速やかに予算責任者に通知する。

(年度計画予算の編成)

第5条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、予算執行計画書（別紙様式1）により予算執行計画案を作成し、事業の実施計画とあわせて理事長に提出しなければならない。

(年度計画予算の決定)

第6条 理事長は、会計規程第13条第2項の規定に基づき、各予算単位から提出された予算執行計画案を基礎として、機構の年度計画予算案を作成する。

2 理事長は、毎事業年度開始前までに、機構の年度計画予算及び予算執行計画を決定する。

(年度計画予算の配分)

第7条 理事長は、年度計画予算及び予算執行計画が決定したときは、会計規程第13条第4項の規定に基づき、速やかに各予算単位へ配分し、毎事業年度開始前までに予算配分通知書（別紙様式2）により予算責任者へ通知する。

2 理事長は、前項の規定にもかかわらず、特別な理由によりやむを得ないと認めるときは、支出予算について、収入予算の執行をもって配分に替えることができる。

3 理事長は、追加の予算措置に備えるため、年度計画予算の一部を留保することができる。

4 予算責任者は、第12条（予算の補正）及び第15条（予算の繰越）の規定による

通知を受けたときは、速やかに予算執行計画を修正し、理事長へ提出しなければならない。

(予算単位内の予算配分)

第8条 予算責任者は、所掌する予算単位内において、年度計画予算を配分するときは、年度計画予算の予算執行計画に基づいて行なわなければならない。

第3章 予算の執行

(収入予算の確保)

第9条 予算責任者は、予算執行計画に基づき、収入予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第10条 予算責任者は、配分された年度計画予算の範囲内で、予算執行計画に基づき、支出予算を執行しなければならない。

2 予算責任者は、年度計画予算における収入予算として予定されていない収入を財源とする業務の執行については、当該業務の執行単位ごとに必要とされる額が収納された後でなければ、これを執行することができない。ただし、理事長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

第11条 予算責任者は、常に所掌する予算単位の執行残高を把握し、予算の執行状況を明らかにしておかななければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、予算責任者に対し、予算執行状況報告書(別紙様式3)等の提出を求め、調査又は指示することができる。

第4章 予算の補正

(予算の補正)

第12条 会計規程第15条に規定する予算の補正とは、次の各号の一に掲げるものをいう。

- 一 予算の追加 追加措置のための予備費等の配分
- 二 予算の変更 収入の増減等に伴う予算の増減
- 三 予算の流用 予算単位間及び予算単位内における予算科目間の予算の増減

(予算の追加又は変更手続)

第13条 理事長は、次の各号に掲げる事由により、前条第1項第1号又は第2号に規定する予算の追加又は変更の必要があると認めるときは、追加又は変更の配分を行う。

- 一 理事長が、機構の運営状況を勘案し、既に配分した年度計画予算を追加又は変更する必要があると判断するとき
- 二 予算責任者が、予算追加・変更申請書（別紙様式4）により、理事長に予算の追加措置又は変更措置の申請したとき

2 理事長は、前項の規定により、年度計画予算の追加又は変更を決定したときは、速やかに追加配分又は変更配分し、予算配分通知書（別紙様式2）により当該予算責任者に通知する。

(予算の流用手続)

第14条 理事長は、次の各号に掲げる事由により、第12条第1項第3号に規定する予算の流用の必要があると認めるときは、これに基づき年度計画予算の配分額の振替えを行う。

- 一 流用元の予算責任者が、所掌する予算単位の年度計画予算を、他の予算単位の年度計画予算に流用して執行する必要があるとして、予算流用申請書（別紙様式5）により申請をしたとき
- 二 予算責任者が、予算単位における年度計画予算の人件費、事業費、管理運営経費の支出予算科目を超えて執行する必要があるとして、予算流用申請書（別紙様式5）により申請したとき

2 理事長は、前項第1号及び第2号に規定する予算の流用の必要があると認めるときは、速やかに予算流用通知書（別紙様式6）により当該予算責任者に通知する。

第5章 予算の繰越

(予算の繰越)

第15条 理事長は、会計規程第16条の規定に基づき、法令及び独立行政法人会計基準等に合致する場合に限り、支出予算を翌事業年度に繰り越すことができる。

(繰越の手続)

第16条 予算責任者は、前条の規定に該当し、翌事業年度に繰り越さなければならない支出予算があるときは、予算繰越申請書（別紙様式7）を作成し、2月末までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、支出予算の繰越を認めるときは、第6条第2項の規定に準じて決定す

る。

- 3 理事長は、前項の規定により支出予算の繰越が決定したときには、速やかに予算繰越通知書（別紙様式8）により当該予算責任者に通知する。

第6章 実績の報告

（予算の執行結果に関する報告）

第17条 予算責任者は、事業年度終了後、会計規程第17条の規定に基づき、年度計画予算の執行結果を、経理責任者に報告しなければならない。

- 2 会計規程第17条に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算執行実績報告書（別紙様式9）
- 二 事業の実施報告書
- 三 その他必要な書類

- 3 経理責任者は、前項各号に掲げる書類に基づき、通則法第38条第2号に規定されている決算報告書を作成し、財務諸表等とあわせて理事長に提出しなければならない。

第7章 雑則

（実施規定）

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第19条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

理 事 長 殿

予算単位(部門名) :
予算責任者名 :

予 算 流 用 申 請 書

〇〇年度の予算について、下記のとおり予算の項目について変更が生じることとなりますので申請いたします。

記

(単位:千円)

流 用 元 部門名・事業予算科目	流 用 先 部門名・事業予算科目	流用額	理 由

予算責任者
国立〇〇青少年〇〇の家所長 殿独立行政法人 国立青少年教育振興機構
理事長 ○ ○ ○ ○

予 算 流 用 通 知 書

〇〇年度の当初予算について、下記のとおり流用を承認しましたので通知いたします。

記

(単位:千円)

流 用 元 部門名・事業予算科目	流 用 先 部門名・事業予算科目	流用額	備 考

理事長 殿

予算単位(部門名) :
予算責任者名 :

予算繰越申請書

〇〇年度の予算について、下記のとおり支出予算の項目について繰越が生じることとなりましたので承認願います。

記

(単位:千円)

繰越事業予算科目	繰越予算額		理由
	予算額	決算額	
繰越金の使途			

予算責任者
国立〇〇青少年〇〇の家所長 殿独立行政法人 国立青少年教育振興機構
理事長 ○ ○ ○ ○

予算繰越通知書

〇〇年度の当初予算について、下記のとおり繰越を承認しましたので通知いたします。

記

(単位:千円)

繰越事業予算科目	繰越予算額	備考
繰越金の使途		

